

筑西広域市町村圏事務組合幹事会等運営規程

昭和 56 年 9 月 3 日訓令第 1 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、筑西広域市町村圏事務組合規約(昭和 51 年県地指令第 665 号)第 3 条第 1 項の共同処理する事務を円滑かつ効率的に推進するための幹事会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 幹事会は、常任幹事 3 名、幹事 6 名及び筑西広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)の庁議構成員をもって組織する。

2 常任幹事に関係市の広域行政主務部長を、幹事に関係市の広域事務事業担当部課長をもって充てる。

3 筑西市の常任幹事を代表幹事とする。

(任務)

第 3 条 幹事会は、次の事項について連絡調整を図る。

- (1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務
- (2) 広域市町村圏計画に基づく事業の実施及び管理に関する事務
- (3) 組合予算の編成に関する事務
- (4) 組合の運営管理に関する事務
- (5) その他必要な事項

(担当部課長会議)

第 4 条 共同処理する事務の推進及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施に関し、管理者が特に必要と認めるときは、専門事項について幹事会のほかに担当部課長会議を開くことができる。

2 担当部課長会議は、管理者の諮問に応じ専門事項について調査研究し、その結果を管理者に報告するほか、計画の実践に努める。

(会議の招集)

第 5 条 幹事会並びに担当部課長会議は管理者が招集する。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

(会議の議長)

第 6 条 組合の事務局長は会議の議長となる。

(異動等の報告)

第 7 条 関係市長は、幹事が異動等により変更したときは、後任者の職、氏名及び異動年月日を直ちに管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際開催されている幹事会等は、この訓令により行われたものとして取り扱う。

附 則(平成 17 年 10 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。